# 第6章 環境づくりの取組

# I 安全・安心な暮らしづくり(生活環境)

市民アンケートでは、生活環境に関わる項目について、「空気のきれいさ」「まちの静かさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」の満足度が高く評価されています。一方、「川や池、海の水のきれいさ」については、比較的低い評価となっています。

環境基準で見ると、河川の水質は改善傾向が見られるものの、一部では数値の高い地点が見られます。海域の水質は、環境基準を満足しています。

大気質では、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)が環境基準を超えていますが、これらの原因物質は、国内だけではなく他国からの飛来による影響も考えられます。

騒音については、中学生アンケートにおいて、交通騒音に対する指摘が多くありました。 また、住宅の状況により、音響機器などによる生活騒音も問題になっています。

今後とも、広域での監視や情報収集、測定調査を継続し、良好な生活環境を維持・保全 していくことが求められます。

#### 1 澄んだ空気の保全

大気質のすべての環境基準の達成は、本市独自の対策だけでは困難な状況もあります。 しかし、自ら努力すべき部分は、継続して取り組んでいくことが必要です。温室効果ガス 排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車の排気ガス低減などの取組を進めて いきます。

#### 基本的な取組

- 自動車の排気ガスの低減
- 公共交通機関の利用促進
- 広域で連携した監視体制と情報提供の充実

#### 成果目標

N	lo.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成 38 年度)
	1	空気がきれいと感じる市民 の割合	62.6%	70.0%

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

### 市民の取組

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時には、電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 公共交通機関の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイル を実践します。
- ノーマイカーデーに参加します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報などの発令時における適切 な対応について、県や市のホームページなどで確認します。
- 違法な野外焼却はしません。

#### 事業者の取組

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時には、電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- 共同配送や物流の合理化に努めます。
- 通勤には、公共交通機関の利用を奨励します。
- ノーマイカーデーへの積極的な参加に向け、事業所全体で取り組みます
- ばい煙など排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準などを遵守します。
- 工事現場においては、散水や覆いの活用などにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 農業用ビニールなどは適正に処理し、違法な野外焼却はしません。



- 「広報おのみち」、市ホームページなどにより、環境にやさしいエコドライブの情報提供と普及啓発を行います。
- 電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の 普及を促進します。
- ノーマイカーデーの積極的な実施と市民・事業者への広報、周知を図ります。
- 公共交通機関との連携により、利便性の向上に努め、市民・事業者の公共交通機関の利用を促進します。
- 関係機関と連携し、道路・橋などの渋滞緩和対策を図ります。
- 大気に関する観測・監視活動を継続し、注意報や警報などの発 令時の事業者や市民の対応について周知徹底を図ります。
- 大気汚染防止法に規定する特定施設の維持管理の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- 違法な野外焼却をなくすため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。



## 滞在者の取組

- アイドリングストップなど、エコドライブを実践します。
- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。



浄土寺山からみた市街地と尾道水道

### 2 きれいな水の保全

本市は、美しい瀬戸内海に面していることから、市民の水環境への関心は非常に高いものがあります。市民からは、下水道等の整備による水質浄化対策が求められています。河川・水辺の環境美化も含め、水環境の保全を推進します。

## 基本的な取組

- 下水道等の整備と早期接続の啓発
- 生活排水等による河川の環境負荷低減
- 水質調査の継続と情報提供

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
2	汚水処理人口普及率	43.7%	73.5%

市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 公共下水道が整備された地区では、早期の接続に努めます。
- 公共下水道などの計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 洗剤の適正な使用、廃食用油を流さない、水切りネットを使い、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切にする生活を実践します。
- 河川や海岸の保全、美化活動などに参加します。

#### 事業者の取組

- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 有害物質が流出、地下浸透しないよう、使用時はもとより保管などにも十分注意します。
- 工事にあたっては、濁りの発生や油の流出などが起こらないように注意します。
- 農薬・化学肥料等の適正使用や有機物の投入による土づくりなど、環境に配慮した農業に努めます。
- 事業排水などは、適切に処理します。
- 河川や海岸の保全、美化活動などに参加・協力します。



- 河川、水路、海岸などの改修にあたっては、既存の生態系や自然環境に配慮した 事業の実施を推進します。
- 生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化 槽の設置促進など、地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 「広報おのみち」、市ホームページなどを通した啓発により公共下水道接続率の向上を図ります。
- 台所で水切りネットを使用する、廃食用油や食べ残しを流さないなど家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- ・ 計画的な森林の保全と整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能<sup>※</sup>等の向上を図ります。
- 農薬・化学肥料などの適正使用や有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 事業者への適正な排水処理などについて、監視・指導します。
- 水質調査結果を定期的にホームページなどに掲載し、水質保全の意識を高めます。
- ・市民等による河川や海岸の保全、美化活動などを支援します。

※水源かん養機能:森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに 川の流量を安定させる機能。また、森林土壌を通過することによる水質浄化の機能。

## 滞在者の取組

河川や海岸などの水辺空間を汚さないようにします。



御調川

## 3 静かで安全な環境の保全(騒音・振動・悪臭・有害物質対策)

市民の日常生活における家電、音響機器、ペットの鳴き声や車のアイドリング音などの生活騒音や悪臭の発生を抑えるよう、環境意識や生活マナー意識を啓発します。

また、自動車や鉄道などの交通騒音、工場などの事業活動に起因する騒音・振動・悪臭・ 有害化学物質などによる公害について、関係機関との連携した対策とともに、各種規制の 遵守を徹底します。

## 基本的な取組

- 生活マナーの意識啓発
- 環境騒音調査の継続と情報提供
- 関係機関と連携した対策と各種規制の遵守

#### 成果月標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
3	騒音・振動・悪臭に関する 苦情件数	24 件	20 件

市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 家電、音響機器、楽器、ペットの鳴き声など、生活騒音が近隣の迷惑にならないように気をつけます。
- 自動車・バイクなどの騒音を発生させないように気をつけます。
- 合併処理浄化槽やコンポストなどから悪臭が発生しないように適正に管理します。
- 農薬などの有害化学物質の取り扱いには細心の注意を払うとともに、廃棄時には 適切に処分します。
- 違法な野外焼却はしません。

#### 事業者の取組

- 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナー向上に努めます。
- 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準などを遵守します。
- 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、 騒音・振動の発生防止に配慮します。
- PRTR制度\*に基づくデータの集計、公表を進めます。

※PRTR制度:人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれる量を、事業者が国に届け出をし、国はデータを集計・公表する制度。



- 「広報おのみち」、市ホームページなどにより、市民の生活環境及び生活マナーの 意識向上を啓発します。
- 事業者に対し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守を 指導、啓発します。
- 環境騒音調査を継続して行い、結果を公表します。
- 違法な野外焼却をなくすため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。
- 県と協力し、有害化学物質を使用する事業所に対して適正管理を指導します。

## 滞在者の取組

- 観光施設や宿泊施設などでは、迷惑になるような騒音を出しません。
- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。



尾道灯りまつり

# Ⅱ 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり(自然環境)

本市は、北部の豊かな森林、里山、河川、南部の瀬戸内の美しい海に囲まれた島々まで、多彩な自然環境に恵まれています。

市民アンケートでは、本市の環境の満足度について、「山や森の緑の豊かさ」は比較的高く評価されているものの、「水辺や野山に生息する生き物の数」と「田畑など農地の保全」についてはマイナスの評価であり、以前と比較して悪化していると評価されています。

また、イノシシなどの有害鳥獣による被害が増加しており、早急な対策が求められています。

自然環境の変化に対応しながら、将来にわたって、本市の豊かな自然環境を守り、より 良いかたちで共生していく環境づくりを進めていくことが望まれます。

## 1 生物多様性の保全

本市の森林、里山、河川、汽水域、海岸、海までの多様な自然環境には、希少な動植物も含め、多くの生物が私たちの暮らしと共生しています。

本市の豊かな自然環境の保全とともに、地域に生息する生物の情報収集及び発信により、生物多様性に関する認識と保全意識の向上を図ります。

## 基本的な取組

- 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ペットの適正な扱いに関する情報発信と啓発
- 有害鳥獣被害の防止

#### 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
4	有害鳥獣被害金額	5,239 万円	$\searrow$



#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 環境教育・学習に参加して生物多様性の保全に関する知識と意識を持ちます。
- 特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- 地域の生態系に影響を及ぼすペット動物の扱いに注意します。
- 農地の適正管理や作物残渣の適切な処理など、有害鳥獣が近づきにくい環境づく りに取り組みます。
- 植物を植えたり園芸をする場合は、地域の生態系に影響を及ぼす恐れがない種を 選定します。

#### 事業者の取組

- 開発の際には、地域の生物の生息情報の収集を行い、生物多様性の保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。

#### 市の取組

- 地域の動植物の保全・保護のため、分布や生態について情報の収集・提供に努めます。
- 地域の動植物の保全・保護のため、特定外来生物の侵入予防や拡散防止について 「広報おのみち」、市ホームページなどを通して情報提供や啓発に努めます。
- 特定外来生物であるヌートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギルなどの 動物、オオキンケイギクなどの植物に関する状況の把握に努めます。
- ペットの適正な取り扱いに関する情報発信とともに、ペットを飼育する上でのルールやマナーを啓発します。
- 市民、環境保全活動団体などによる地域の環境保全 活動を支援します。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣対策として、被害 防除や個体数管理(捕獲)などに取り組みます。



オオキンケイギク

資料:環境省

## 滞在者の取組

- 外来種など他の地域の生き物を持ち込みません。
- 自然観察のマナーを守ります。

## 2 身近な自然環境の保全

豊かな森林、ホタルが飛ぶ河川、生物を育む干潟や砂浜、自然海岸などの保全の推進とともに、身近な自然環境を良く知り、理解し、親しむ機会を充実することにより、保全意識の高揚と行動の実践を促進します。

#### 基本的な取組

- 豊かな森林の保全
- 美しい水辺・海辺の環境保全
- 自然体験教室などの充実
- 地域の環境美化、自然環境保全活動の推進

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
5	海辺の環境保全活動の 参加者数	1,750人	1,900人

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加します。
- 海辺や河川の美化活動に参加します。

## 事業者の取組

- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加・協力します。
- 開発の際には、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 海辺や河川の美化活動に参加・協力します。

## 市の取組

- 森林の持つ水源かん養機能等の維持増進を図ります。
- 森林の有する公益機能の維持、そのための森林保全管理を啓発・支援します。
- 河川改修の際には、可能な限り自然環境の保全に配慮した工法を採用します。
- 貴重な自然海岸、海岸部の森林など緑の保全を図ります。
- 市民等による森林、水辺、海辺の環境美化、環境保全活動を支援します。





## 滞在者の取組

- 自然を守る活動に参加します。
- 滞在中は、自然環境に配慮した行動をします。

#### 3 里地里山の保全

山から海・島までの豊かで多彩な自然環境の保全とともに、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である「里地里山」の田園風景及び農村環境の維持・保全を推進します。

参考:環境省自然環境局「里地里山の保全・活用」

## 基本的な取組

- 里地里山の活用と保全活動の推進
- 農業体験の実施
- 地産地消の推進

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成38年度)
	学校給食における地域産物を	10 10/	15.0%
6	使用する割合(尾道市内産)	12.4/0	

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 市民参加型の里山整備活動に参加します。
- 里山整備や農業体験事業に参加・協力します。
- 自然環境体験活動などに参加します。
- 地域の産品を購入するなど、地産地消に協力します。

## 事業者の取組

- 有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の推進に取り組みます。
- 地域の里山整備活動に参加・協力します。
- 自然体験活動、農業体験事業などに参加・協力します。
- 地域の産品を購入・使用するなど、地産地消に協力します。

- 市民参加型の里山整備活動を推進・支援します。
- 「わけぎ」「イチジク」「レモン」等地域の特産品を用いた食農体験事業など、食育、地産地消、地域の農業振興に資する活動や事業を推進します。
- 有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 関係機関、地元事業者と連携し地産地消を推進します。
- 日本型直接支払制度\*を活用し、農地の保全や環境にやさしい農業の取組を推進します。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害防止対策を進めます。

※日本型直接支払制度:地域の農家等が取り組む地域活動や営農活動に対する支援制度。

## 滞在者の取組

里地里山を守る活動に参加します。

## わけぎの食農体験事業





「わけぎの食農体験事業」は、因島農業青年協議会の指導の下、一連の農作業や収穫した農産物を使った調理などを体験し、自然の恩恵や食べ物を生産することの喜びや苦労を直接肌で感じ、食べ物を大切にする心、地域の農業への理解、さらには地域の食文化への親しみの心を育むことを目的としています。

また、尾道市やJA尾道市では因島地域にわけぎの栽培を推進していることもあり、次世代を担う子供たちに農業の体験による仕事としての意識付けを行うことにより、後継者対策にも位置づけています。



# Ⅲ 地球環境を意識した生活づくり(地球環境)

深刻化する地球温暖化をはじめ、気候変動や生物多様性の損失、廃棄物などの地球規模の環境問題は、異常気象や局地的な風水害、国境を越えた汚染物質の飛来など、私たちの身近な生活環境でも顕在化しています。これまで以上に、地球環境を意識した生活スタイルの見直しと、地球環境への負荷を確実に低減していくことが重要となっています。

アンケートでは、市民・事業者ともに「最近のエネルギー消費量は減っている」との回答が「増えている」をわずかながら上回っています。省エネルギーの意識が高まっていることもうかがえますが、今後も継続して省エネルギーなどの啓発により、温室効果ガス削減の取組を促進することが必要です。

ごみ処理については、満足度・改善度ともに高く評価されています。今後とも、4R(リフューズ=発生回避、リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)の推進、ポイ捨てや不法投棄防止に向けたマナーやルールの啓発などにより、市民の理解を高めていくことが必要です。

温室効果ガスの削減、ごみ処理の負荷低減、違法な野外焼却やポイ捨て、不法投棄による景観や自然環境への影響をゼロにするため、市民・事業者との協働のもと、地域が一体となった低炭素社会及び循環型社会の構築を進めていくことが求められます。

### 1 地球温暖化対策の推進(低炭素社会の構築)

(1) 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用(二酸化炭素の削減)

市民・事業者への情報提供や啓発などにより省エネルギーの実践を促進します。 また、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの普及を図ります。

#### 基本的な取組

- 地球環境に配慮したライフスタイルの啓発
- 省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等
- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備、支援施策等の情報提供

#### 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
7	市の施設の二酸化炭素 排出量	47,562 t-CO <sub>2</sub>	$\searrow$

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 家電は、エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、緑のカーテン、打ち水、よしずの利用など、省エネルギー対策を実践します。
- 自動車の運転時は、アイドリングストップ、やさしい発進と 加速をするエコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。
- 太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの利用設備を導入します。
- 住宅の新築や改築にあたっては、二酸化炭素の排出量が少ないスマートハウスの 導入を検討します。
- 自家用車の買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけ、雨水タンクなど雨水貯留施設の利用に も努めます。
- フードマイレージ\*の観点から、地元の産品の地産地消に協力します。

※フードマイレージ:食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる燃料消費とそれに伴う CO<sub>2</sub> の排出を 削減できる。

#### 事業者の取組

- 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- 事業の特性に応じて環境マネジメントシステム\*の導入やESCO事業\*の活用を 検討します。
- 従業員の省エネルギー意識を高め、設備稼働や車両運転時の省エネルギーを実践 します。
- 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ビルなどのエネルギー使用量を最適に管理するシステム(BEMS)の導入を検討します。
- エネルギーの利活用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電力や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- 環境に配慮した製品の開発・製造・販売・利用に努めます。
- 食品廃棄物の堆肥化と農地還元による循環型農業に取り組みます。
- フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。

※環境マネジメントシステム:組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。

※ESCO事業:省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分等で、回収に掛かる全ての費用を賄い、ESC の事業者は、省エネルギー効果の一部を報酬として受取る契約。







- 地球温暖化に関する情報提供や地球環境に配慮したライフスタイルの実践を啓発します。
- 公共施設の新築・改修時には、省エネルギーに配慮した設計や再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 家庭での温室効果ガスの削減を促進するため、省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入支援に関する情報提供を充実します。
- 環境性能の高い公用車の導入を推進します。
- 近距離移動は、公用自転車を利用します。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- 二酸化炭素などの排出を抑えるエコドライブの普及を啓発します。
- 環境にやさしい製品の取り扱いや循環型農業など、環境に配慮した事業活動の情報提供と普及啓発を図ります。
- 雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に 向けた意識高揚を図ります。
- フードマイレージの観点から地産地消を推進します。

## 滞在者の取組

- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
- 不要なアイドリングや空ぶかし、急発進をしないエコドライブを実践します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。



緑のカーテン

## 第2次尾道市環境基本計画

#### (2) その他温室効果ガスの削減

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの温室効果ガスの削減を推進します。

## 基本的な取組

- フロン類の適正管理に関する啓発
- 温室効果ガスに関する情報提供と削減の啓発

#### 市民・事業者・市の取組

## 市民の取組

- 温室効果ガスの排出削減の観点からもごみの排出量抑制や分別の徹底に努めます。
- フロン類が使用されている製品は、適切に処理します。

#### 事業者の取組

- 廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン回収が適切に行えるよう、フロン排出抑制法\*を遵守します。

#### 市の取組

- フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法についての情報提供や普及啓発に努めます。
- 温室効果ガスに関する情報収集と情報発信を行います。また、温室効果ガスの排 出量の削減を図ります。

※フロン排出抑制法:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の排出抑制のため業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者に機器及びフロン類の管理を義務付ける法律。





## 2 資源循環型社会の構築

本市のごみの年間排出量は、近年、約5万5千t~5万6千tで推移しており、ほぼ横ばいの状況です。平成27年度(2015年度)の資源化率は16.5%です。

市民アンケートでは、ごみ処理に対して、満足度・改善度ともに高い評価となっています。本市のごみの分別数は 23 種類と、県内では最も細かい分別を行っていますが、高齢者に分かりにくいなどの問題もあります。

また、ごみについては、違法な野外焼却、ポイ捨てや不法投棄による景観や自然環境への影響が問題となっています。

今後も、4R運動の推進、分別の周知、収集方法の改善などにより、ごみ処理に対する市民の意識を高め、協力を得るとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止対策により、資源を大切にする、クリーンなまちづくりを進めることが求められます。

## 基本的な取組

- 4R運動の推進
- ごみ処理施設での環境学習の推進
- 野外焼却、ポイ捨て、不法投棄防止の対策

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
8	市民一人当たりの家庭から 出る可燃ごみの量	438 g/人•日	410 g/人・日
9	資源化率	16.5%	現状維持



尾道市クリーンセンター



因瀬クリーンセンター

## 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 「もったいない」の気持ちで自らのライフスタイルを見直し、4Rを実践します。
- 廃食用油の回収に協力します。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 賞味期限切れや食べ残しなどにより排出される食品を出さないようにします。
- 「広報おのみち」や市ホームページなどの情報も参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- ごみ処理施設などでの環境学習に参加します。
- 販売店が取り組んでいる簡易包装、食品トレーの店頭回収などに協力します。
- 資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- 家電リサイクル法\*や小型家電リサイクル法\*を理解し、家電製品の回収に協力します。
- ごみの違法な野外焼却、ポイ捨て、不法投棄はしません。

#### 事業者の取組

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「廃棄物処理法」)に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努め、自らの責任において適正に処理します。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- 小型家電リサイクル法\*を理解し、小型家電の適正なリサイクルに協力します。
- 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。

※家電リサイクル法:「特定家庭用機器再商品化法」。家電製品の有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量 するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

※小型家電リサイクル法:「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。家電製品の有用な部分や 材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。



- 4R運動の普及啓発を進めます。
- 小売事業者への協力要請などにより、マイバッグ利用の促進を図ります。
- 市民・事業者に向け、まだ食べることができる食品を廃棄する「食品ロス」の削減を啓発します。
- ごみの正しい分別や収集方法のわかりやすい広報、周知を図ります。
- 「尾道市クリーンセンター」などのごみ処理施設において、ごみ処理や分別などに関する環境学習を推進します。
- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の広報、周知を図ります。
- 路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- 「広報おのみち」のほかポスター、看板など様々な方法でポイ捨て防止、違法な 野外焼却の禁止を啓発します。
- 不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラの設置など、不法投棄の防止対策を 進めます。また、不法に投棄された廃棄物については、関係機関とも連携しなが ら、対応に努めます。

## 滞在者の取組

- ごみの持ち帰りに努め、分別してリサイクルします。
- 宿泊施設や食堂などでは、食べ残しをしないようにします。

#### 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約2,797万トン(平成25年度推計)の食品廃棄物が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約632万トン(平成25年度推計)です。

これを日本人1人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約136g)のご飯が捨てられている計算になります。

つまり、あなたも1年で、お茶碗365杯分(約50kg)の食べ物を無駄にしているかもしれないのです。「もったいない」と思いませんか?

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



参考資料:消費者庁「食べもののムダをなくそうプロジェクト」

# IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり (快適環境)

本市の景観は、山から海・島までの多様な自然を背景に、美しく多様な景観に恵まれています。北部の良好な自然景観、里地里山の田園景観、尾道水道と尾道三山などを骨格とした尾道の特徴的な景観、寺社や古い街並みの空間が形成する歴史・文化的景観、さらに、南部の海と島が織りなす瀬戸内の景観に映えるしまなみ海道の橋梁が美しい景観を形成しています。

市民アンケートでの将来の本市のイメージについて、「情緒あふれる風景、癒されるまち」「昔ながらの街並みに合った環境」「歴史的、文化的施設と緑豊かな自然が融合するまち」などの表現が見られます。個々の表現は違っても、豊かな自然、歴史・文化を感じる落ち着いた街の雰囲気、海と緑と文化が調和したこのまちの景観をいつまでも大切に残してほしいという、尾道に暮らす人々の想いがうかがえます。

景観を保全するうえで指摘されているのが、空き家や空き地、農地の荒廃の問題です。 これらの問題への対策を進めながら、いまある景観の保全とともに、より美しい景観を創出していくことが求められます。

## 1 景観の保全と創出

#### (1) 美しい景観の保全と創出

尾道らしい景観の保全とともに、いまある景観と調和したまちづくりを推進します。

## 基本的な取組

- 自然景観、街並み景観の保全
- 景観と調和したまちづくり
- 空き家、空き地対策

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成 38 年度)
10	自然の景色、街並み景観を 美しいと感じる市民の割合	44.7%	55.0%



御調町の田園風景

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 里山の整備、農地の保全など、田園景観の保全、活用、継承に協力します。
- 住宅などの建設、改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- 空き家、空き地などの所有者は、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理します。

## 事業者の取組

- 事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。
- 市の景観形成に関わる施策に協力します。
- 空き事業所、未活用地、遊休地の適正管理に努めます。
- 「尾道市屋外広告物条例」に基づく広告看板などの適正な掲出と維持管理を行います。

#### 市の取組

- 「尾道市景観条例」「景観計画」に基づく、尾道らしい景観の保全と、より良い景観形成に取り組みます。
- 歴史的な街並みや文化財を照らし出す照明の整備など、本市の特長を活かした夜間景観の創出を図ります。
- 地産地消等の農業振興と連携した地域活性化の推進や農業体験などを通して、田園景観の保全を図ります。
- 「尾道市空家等対策計画」に基づき、空き家等の適正な維持・管理による周辺の 生活環境の保全を図るとともに、空き家等の利活用を図ります。
- 空き地等の所有者に対して、周辺の迷惑にならないように適正に維持・管理するよう働きかけます。
- 「尾道市屋外広告物条例」により、屋外広告物の適正な表示・設置を誘導・指導 します。

#### 滞在者の取組

文化財を汚したり、傷つけたりせず、大切にします。

#### (2) 公園、緑地の整備・管理

市民アンケートでは、「身近な公園や広場のつかいやすさ」の満足度はマイナスの評価となっています。公園や緑地は、市民の憩いの場として、良好な住環境を形成する役割を担っており、適正な管理や整備を進めます。

## 基本的な取組

- 公園、緑地の適正管理
- 地域の状況に応じた公園、緑地の配置・整備

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 身近な公園や緑地の保全、美化活動に参加します。
- 公園や緑地、道路、学校などの樹木や草花を大切にします。

#### 事業者の取組

地域の公園や緑地の保全、美化活動に参加・協力します。

### 市の取組

- 利用者のニーズや人口分布などを勘案しながら公園、緑地の適正な配置・整備を 進めます。
- 公共施設の樹木点検を行い、樹木の状態を把握するとともに、危険樹木の撤去を 進めます。

## 滞在者の取組

○ 公園や緑地の樹木や草花を大切にします。





#### (3)環境美化の推進(マナーやモラルの向上)

市民アンケートでは、市への取組の要望として「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」 が最も多くの回答が集まっており、次いで「河川・道路や公園の清掃・美化」があがっています。

また、環境美化だけでなく安全な生活環境の面でも、飼い主のいない犬や猫への対応が 問題となっています。

ポイ捨てや不法投棄の防止、ペットの飼い方など、一人ひとりのマナーやモラル向上の 啓発をとおして、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

#### 基本的な取組

● 日常生活におけるマナー・モラルの啓発

#### 成果月標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成 38 年度)
11	犬に関する苦情・相談件数	97件	70 件

市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 喫煙者は決められた場所で喫煙し、路上喫煙などをしないように努めます。
- 動歩時のペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 飼い主のいない犬や猫に、無責任に餌を与えません。
- 自転車を利用する際には、道路交通法を守るとともに、歩行者の 安全に十分に気をつけます。
- ごみのポイ捨て、不法投棄はしません。
- 公園や河川など地域の美化活動に積極的に参加します。

## 事業者の取組

- 商品などの販売と併せて、利用のマナーや取り扱い、処理に関する注意事項の告知、周知を徹底します。
- 地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。

- 路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- ペットの飼い方など、飼い主に対しマナーを啓発します。
- 飼い主のいない犬や猫への対策を推進するとともに、適切な対応について啓発します。
- 歩行者、自転車利用者への交通マナー、道路交通法の周知を図ります。
- 外国人観光客にも、交通マナー等の啓発や施設の利用方法などをわかりやすく周知するよう努めます。
- 「広報おのみち」や様々な媒体を通して、ポイ捨て防止や生活のルール・マナーを啓発します。
- 不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラの設置など、不法投棄の防止対策を 進めます。

#### 滞在者の取組

- 環境美化の関連イベントに参加します。
- 空き缶やたばこのポイ捨てはしません。
- ごみの持ち帰りに努めます。
- 路上駐車はしません。
- サイクリングをする際は、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気をつけます。





おのみちしぐさ「ペットマナー編」



## 2 地域の伝統・文化の継承

本市は、古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄え、港町・商都として経済的発展を遂げるなかで、浄土寺多宝塔、向上寺三重塔など多くの寺社仏閣が建立されたほか、市内各地域に様々な種類の文化財が存在し、語り継がれ、残されてきました。

こうした歴史的魅力に溢れた文化財を活用したストーリーとこれまでのまちづくりなどが認められ、平成27年度(2015年度)から2年連続で日本遺産に認定されました。

また、各地域には、「ベッチャー祭り」「みあがり踊り」「法楽踊り」など、伝統行事や民俗芸能が伝承されています。

今後も、これらの伝統や文化を将来にわたって引き継いでいくことが必要です。

## 基本的な取組

● 伝統・文化の保護活動等の支援

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成 38 年度)
12	登録文化財の数	33件	43 件

市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 文化財などの保全、活用、継承に協力します。
- 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、「神楽」や「鉦太鼓踊り」などの保存と継承に協力します。
- 地域の伝統行事、文化イベントなどに積極的に参加します。

## 事業者の取組

- 開発時には、事前に文化財の有無について調査を行い、工事中においても、新たな発見があれば適切に対応します。
- 文化財の保存・活用に協力します。

#### \_\_\_\_\_ 市の取組

- 地域の文化財を次世代へ継承するため、保存・活用に取り組みます。
- 地域の伝統文化を継承していくため、保護団体等の後継者育成を支援します。
- 収蔵資料の展示や市ホームページでの公開など、市民の歴史・文化に対する意識 高揚を図ります。

## 滞在者の取組

○ 文化財などの保護に協力します。



みあがり踊り



吉原家住宅



ベッチャー祭り



白滝山の石仏群



向上寺三重塔



### 3 みんなにやさしいまちづくり

少子・高齢化が進む中、市民の多くが、子どもや高齢者にやさしく、いつまでも暮らし 続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

市民アンケートには、将来のまちのイメージとして、「住みやすく、安心して暮らせる」 「高齢になっても住みよい」「子育てがしやすい」をあげる意見が多く見られます。

市民の誰もが温かさと安らぎを感じることができる、みんなにやさしいまちづくりの推 進が求められています。

## (1) バリアフリー化やユニバーサルデザイン\*の推進

環境や安全性に配慮した道路づくりやバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、すべての人にやさしく暮らしやすい施設の整備を推進します。

※ユニバーサルデザイン: すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

## 基本的な取組

- 住宅、歩道等のバリアフリー化の推進
- 公共施設等へのユニバーサルデザインの推進

#### 成果目標

	No.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成38年度)
	12	市営住宅のバリアフリー化戸数割合	26.0º/	52 O%
1	13	(募集中の住宅の手摺り設置割合)	30.0%	JZ.U/0

市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 高齢者や障がい者の方に思いやりを持って接します。
- 高齢者や障がい者と暮らす世帯では、バリアフリー改修の実施を検討します。

## 事業者の取組

誰もが使いやすいように配慮された設計や設備の採用などを推進します。

- 公共施設等の整備において、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を導入します。
- 高齢者や障がい者が暮らす住宅のバリアフリー化などの助言を行います。

## 滞在者の取組

○ 高齢者や障がい者の方に思いやりのある行動をします。

#### (2) 安全・安心な移動空間の確保

歩行者や自転車の安全性や快適性の向上に向け、人と環境にやさしい道路・交通環境の 改善を進めます。

また、国内外からのサイクリストが増加する中、歩行者などとの相互の安全確保のため、 交通ルールやマナーを啓発します。

## 基本的な取組

- 歩行者や自転車の通行環境の整備
- 交通ルールの周知と徹底

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成38年度)
14	身近な道路を安全に通行できる	480%	55.0%
17	と感じる市民の割合	<del></del> 0.070	00.070

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 歩行時や自転車利用時には、思いやりとマナーの意識を持って、安全・快適な移動を心がけます。
- 駐輪、駐車などのルールを守ります。

## 事業者の取組

- 違法駐車、放置自転車の監視・情報提供に協力します。
- 駐輪、駐車などのルールを守ります。

#### 市の取組

- 路肩、植栽帯の除草など、歩行者、自転車利用者の安全性を確保し、適切な道路 の維持管理に努めます。
- 自転車が通行しやすい道路づくりや駐輪場などの整備とともに、自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全・快適な自転車利用を促進します。
- 外国人観光客にも、交通マナー等の啓発や施設の利用方法などをわかりやすく周知するよう努めます。
- 防犯灯の計画的な設置を進めます。
- 公共交通機関と連携し、交通利便性の向上を図ります。

## 滞在者の取組

- 迷惑駐車や駐輪はしません。
- 観光するときはマナーを守り、交通安全に心がけます。



しまなみ海道サイクリング

# ∨ 尾道の環境を守る人づくり(環境教育・学習及び環境保全活動)

山から海までの自然環境、自然景観と調和した街並みの景観、また、地域の伝統や文化とともに人々が暮らしてきた、本市のかけがえのない環境を将来に引き継いでいかなくてはなりません。そのためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、美しい環境を守り、より良い環境づくりを担う人材を育成していくことが必要です。

子どもの頃からの継続した環境教育・学習の推進とともに、身近な山や川、海、公園などの様々な場において、地域と連携した環境教育・学習の機会を充実し、市民一人ひとりの自主的な環境行動の実践につなげていくことが求められます。

## 1 環境教育・学習の推進

### (1) 子どもたちへの環境教育・学習の推進

環境学習・教育を効果的に推進していくには、地域の自然や公園、施設などにおいて、「実際に見て、触れて、体験を通して、興味を持つ」ことが大切です。自分たちで考え、実際に行動していくといった「体験」や「学び」の過程が非常に重要です。

環境の視点を取り入れた体験学習や総合的な学習の時間などを通して、環境に対する感性を育て、環境課題に対して的確に判断し、意思決定ができる子どもを育てていく環境教育・学習を推進します。

## 基本的な取組

- 継続した環境教育・学習の推進
- 地域と連携した体験学習の充実
- 食育の推進

#### 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成38年度)
15	環境学習の参加者数	340人	620人



#### 市民・事業者・市の取組

## 市民の取組

- 身近な山、川、海などでの環境教育・学習に参加します。
- 様々な生態系や施設などを積極的に環境学習活動の教材と して活用します。
- 身近な地域の体験会や学習の機会に積極的に参加します。
- 家族と一緒に地産地消、食育についての理解を深めます。



#### 事業者の取組

- 施設見学への対応や地域の環境学習・教育の推進に協力します。
- 学校などに出向いて開催する「出前授業」などに協力します。
- 従業員の意識を高めるため、研修会の実施や参加を進めます。

## 市の取組

- 環境教育・学習や体験学習の機会を充実させます。
- 尾道スローフードまちづくり推進協議会などとの連携による農業体験、地産地消 や食育の取組を推進します。
- 環境学習の場の拠点施設の整備とともに、既存施設の活用の促進に努めます。
- □ 環境保全活動団体と連携し、体験学習の機会や場の充実を図ります。
- 自然とふれあう場の有効活用や整備を推進します。
- 子どもたちへの環境教育・学習を充実させるため、大学、企業、環境保全活動団体などと連携し、指導者やリーダーの育成に努めます。



ふるさと海辺教室(因島大浜海岸)

### (2) 地域における環境教育・学習の推進

子どもから大人まで世代を超えて、地域の人たちによる生涯学習活動や地域活動などを 通して、みんなで生きるための環境教育・学習の推進を図ります。

## 基本的な取組

- 地域の環境教育・学習の推進
- 指導者やリーダーの育成

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 27 年度)	目標値(平成38年度)
16	市民を対象にした環境学習	75	200 1
16	の参加者数	75人	300 A

市民・事業者・市の取組

#### 市民の取組

- 身近な環境について関心を高め、理解を深めます。
- 身近な地域での環境学習や環境保全活動に参加します。

### 事業者の取組

- 地域の環境教育・学習の活動に参加・協力します。
- 地域の環境教育や体験学習の講師やリーダーとして協力します。
- 地域の環境に関心を持ち、環境に配慮した事業活動の展開に活かします。
- 従業員への環境教育を充実するなど、環境に対する意識の高揚を図ります。

#### 市の取組

- 地域の環境教育・学習を推進します。
- 地域における環境教育・学習を充実させるため、指導者やリーダーの育成に努めます。
- 「広報おのみち」や市のホームページなどを通して、環境に関する情報を発信します。



## 2 環境保全活動の推進

身近な地域の環境問題やまちづくりの課題に対する取組、地域の学習活動や環境保全団体の活動を推進します。

## 基本的な取組

- 環境保全活動の推進
- 地域の環境に関する情報発信の充実

## 成果目標

No.	成果指標	現状(平成 28 年度)	目標値(平成38年度)
	地域の美化、緑化活動など		
17	の環境活動に取り組んでい	31.0%	40.0%
	る市民の割合		

#### 市民・事業者・市・滞在者の取組

#### 市民の取組

- 「広報おのみち」や市のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 「ごみゼロウォーク」や「不法投棄防止キャンペーン」「シティクリーニング」などの地域の美化活動に積極的に参加します。
- 身近な自然環境保全活動や体験会、勉強会などに積極的に参加します。
- ・ テレビや新聞、インターネットなどを利用し、地球環境問題やエネルギー問題に ついて認識を高めます。

#### 事業者の取組

- 「広報おのみち」や市のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 事業活動の特性や状況に応じて、地域環境の保全や美化活動に取り組みます。
- 地域の環境保全活動へ積極的に参加・協力します。

- 「広報おのみち」や市のホームページを通して、地域の様々な環境に関する情報や、環境保全活動に関する情報を発信、提供します。
- 地域環境の保全・美化などの活動の状況に応じて、情報、人材、連携などの支援を充実させていきます。

## 滞在者の取組

尾道市の環境保全活動に協力します。



サンセットビーチ清掃



不法投棄防止キャンペーン

# 成果目標一覧

1 空気がきれいと感じる市民の割合 62.6% 70.0% 2 汚水処理人口普及率 43.7% 73.5%	I 安全・安心な暮らしづくり(生活環境)				
1空気がきれいと感じる市民の割合62.6%70.0%2汚水処理人口普及率43.7%73.5%	No.	成果指標	現状	目標値(平成38年度)	
	1	空気がきれいと感じる市民の割合	62.6%	70.0%	
3 騒音・振動・悪臭の苦情件数 24件 20件	2	汚水処理人口普及率	43.7%	73.5%	
	3	騒音・振動・悪臭の苦情件数	24 件	20 件	

П	豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり(自然環境)		
No.	成果指標	現状	目標値(平成38年度)
4	有害鳥獣被害金額	5,239 万円	\ \
5	海辺の環境保全活動の参加者数	1,750 人	1,900人
6	学校給食の地域産品使用割合	12.4%	15.0%

Ш	地球環境を意識した生活づくり	(>0-3,->(>0)	
No.	成果指標	現状	目標値(平成38年度)
7	市の施設の二酸化炭素排出量	47,562 t-CO <sub>2</sub>	7
8	市民一人当たりの可燃ごみの量	438 g/人•日	410 g/人•日
9	資源化率	16.5%	現状維持

IV	Ⅳ みんなが住みやすさを感じるまちづくり(快適環境)				
No.	成果指標	現状	目標値(平成38年度)		
10	自然の景色、街並み景観を美しい と感じる市民の割合	44.7%	55.0%		
11	犬に関する苦情・相談件数	97件	70 件		
12	登録文化財の数	33 件	43 件		
13	市営住宅のバリアフリー化戸数割合	36.0%	52.0%		
14	身近な道路を安全に通行できると 感じる市民の割合	48.0%	55.0%		

V 尾道の環境を守る人づくり(環境教育・学習及び環境保全活動)				
No.	成果指標	現状	目標値(平成 38 年度)	
15	環境学習の参加者数	340人	620人	
16	市民を対象にした環境学習の 参加者数	75人	300人	
17	地域の美化、緑化活動などに取り 組んでいる市民の割合	31.0%	40.0%	